HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	「消費者団体訴訟法案」について
著者	佐藤，弘直
引用	北海学園大学法学研究，45(4)：763-781
発行日	2010-03-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

資料

「消費者団体訴訟法案」[1]について

佐藤弘直

一　紹介の意義

二〇〇〇年に契約の取り消し、契約条項の無効を消費者自身が自ら主張できる場合を、民法における場合よりも拡大するルールを規定する消費者契約法が制定された。これにより、被害を受けた消費者を個別的・事後的に救済する方法が拡大された。しかし、消費者契約に関する被害は、一般に、同種の被害が多数のものにわたるという特徴をもつために、不特定かつ多数の消費者（一般消費者）の被害を未然に防止し、あるいは拡大を防止するには至らなかった。

消費者団体の自主的活動は、高く評価されていたことから、消費者に代わって事業者の不当な行為を抑止する担い手となることが消費者団体には期待されていた。消費者契約法が制定された際に立法者は、消費者の被害状況、消費者の利益擁護を図るための諸施策の実施状況を勘案するとともに、社会情勢の変化、消費者契約法の施行状況をみながら、必要に応じて消費者契約法を改正していくとの基本的立場を表明していた。[2]国民生活審議会消費者政策部会は、消費者に代わって

消費者の利益を擁護するための訴訟を追行する権限を適格消費者団体に付与する制度――消費者団体訴訟制度――導入の検討を続けた。[3]

二〇〇六年に一般消費者の利益の擁護を図り、消費者契約法の実効性を確保するために、一定の要件を備えた消費者団体、いわゆる適格消費者団体に事業者の不当な行為の差止めを請求する権限を付与すべく、消費者契約法が改正された。これにより、差止請求権が適格消費者団体に付与され、一般消費者の保護は図られるようになった。しかし、差止めに至るまでに被害を受けた個々の消費者の損害は、損害を受けた消費者が自ら回復するほかはなかった。

損害の補塡は、被害者が自己の損害賠償請求権を行使することにより、独自にその損害の回復を図ることによってなされる。消費者が事業者の行為によって損害を受けた場合、損害賠償請求権は、被害を受けた個々の消費者に帰属するから、被害の当事者ではない消費者団体に損害賠償請求権を付与することはできないと解されていたのである。消費者契約に起因する消費者の損害は、たいてい、被害額が少額であって、同種の被害が広く一般消費者に及ぶという特徴がある。また、被害額が少額であることに比べ、訴え提起にともなう費用や時間に対する負担が大きく、あるいは被害の立証が難しいなどの理由から、消費者は、訴え提起に消極的あるいは困難な状況にある。消費者は、事業者に対する交渉においても、裁判手続においても事業者に比べ不利な立場にある。さらに、不当な利益を事業者の下に残したままにすることは、事業者の不当な活動の資金となるおそれも存在しているのである。

消費者被害に存在するこのような問題点を解消し、集団的消費者の被害を回復する実効的な制度等の策定が必要であると考えられた。集団的消費者被害の回復等に関し、内閣府国民生活局長の私的研究会として集団的消費者被害回復制度等に関する研究会が開催されてきた。[4]この研究会では、消費生活相談件数に関するデータ、集団的消費者被害事例の整理が行なわれた。関係省庁、研究者からの聴取から、我が国における現行制度の状況が把握されるとともに、諸外国の制度の最近の動向を含めた幅広い調査が実施された。このような整理などから集団的消費者被害回復制度等に関する研究会は、必要とされる議論の方向性[5]を報告書にとりまとめ二〇〇九年一〇月に公表した。

消費者庁は、この報告書が我が国における消費者被害回復について望ましい制度のあり方の結論を示しておらず、加害

者の財産保全制度を含めた制度化のための具体的な論点を充分に示していないとした。[6] また、「消費者庁及び消費者委員会設置法」附則第六項において、法施行後三年を目途として、加害者の財産の保全に関する制度を含め不当な収益を剝奪し、被害者を救済するための制度について必要な措置を講ずるものとされていることから、消費者庁は、「集団的消費者被害救済制度研究会」を開催した。消費者庁は、事業者等が得た利益を没収し、被害者に返還する制度の導入に向けた活動を開始した。この制度を三年以内に法整備することを二〇〇九年一一月内にまとめられる工程表に盛り込んだのである（日本経済新聞二〇〇九年九月一二日）。この研究会は、すでに二〇〇九年一一月二四日と一二月一四日の二回開催されている。このように適格消費者団体が被害を受けた消費者に代わり損害を回復する制度の導入は、今まさに具体化してきている。

二〇〇九年三月一二日に民主党は、政府提出の消費者庁設置法案の対案となる「消費者団体訴訟法案」を衆議院に提出したが、成立には至らなかった。民主党が提出した「消費者団体訴訟法案」は、二〇〇六年の消費者契約法改正の際に民主党が提出した「消費者契約法の一部を改正する法律案」を基礎としている。そして、関係団体のヒアリングにおける意見と民主党の研究成果から諸外国の損害賠償制度を参考に、我が国の民事訴訟制度の基本的枠組みと整合を保つための工夫が凝らされ、現実的で実効性ある制度設計が目指されたものである。[7] 二〇〇九年八月の第四十五回衆議院議員選挙の結果、民主党が衆参両院の多数派を占めることとなった。今後、民主党の構想に沿った消費者保護行政が行われ、「消費者団体訴訟法案」が具体化するものと考えられる。そこで、この「消費者団体訴訟法案」の概要を紹介する。

二　「損害賠償等団体訴訟」の概要[8]

1　消費者団体訴訟法の目的

消費者団体訴訟法の目的は、「消費者の被害の発生又は拡大を防止すること及び消費者に被害が発生した場合において適切かつ迅速な救済を行うことの重要性にかんがみ、適格消費者団体による差止請求及び損害賠償等団体訴訟に関し必要な事項を定めることにより、消費者の権利利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」にある。消費者問題の根底には、消費者と事業者との間に格差が存在している。取引対象の商品に関する情報量

においても、取引内容の決定に関する交渉力においても消費者は、事業者に劣っている。そこでこのような格差の解消を図ろうとしているのである。

「消費者団体訴訟法案」には、「差止請求」に係る訴訟と「損害賠償等団体訴訟」が規定されている。この両者は、その位置づけが異なる。「差止請求」に係る訴訟は、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法並びに特定商取引に関する法律に定められた行為を差止請求の対象とする。これに対し、「損害賠償等団体訴訟」は、事業者またはその事業の利益のためにする行為を行った役員に対する損害賠償請求権その他の金銭債権に係わる給付を求める訴えを適格消費者団体が追行できるとするものである。消費者契約法等に定められた事業者等の不当な行為から生じた金銭債権に限定されるものではないのである。[9]

2　適格消費者団体の訴権

「損害賠償等団体訴訟」は、適格消費者団体が共同の利益を有する多数の消費者の被害の救済を図るため、裁判所の許可を得て、自己の名をもって「損害賠償等団体訴訟」の追行をすることができる、とする制度である（四二条）。

「損害賠償等団体訴訟」は、共同の利益を有する多数の消費者のために事業者に対し損害賠償請求権その他の金銭債権に係る給付を求める訴えと定義されている（二条二項）。実体法上の権利である損害賠償請求権等は、消費者に帰属する。適格消費者団体が判決結果にしたがって事業者から得た利益は、被害を受けた消費者に分配されることが予定されているから（第四章第三節）、当該利益は、被害を受けた個々の消費者に帰属し、適格消費者団体には帰属しない。

「損害賠償等団体訴訟」は、共同の利益[10]を有する多数の消費者のために、当該消費者の意思に基づくことなく提起される（二条二項）。消費者の事業者に対する金銭債権について、各消費者から譲渡を受けることなく、適格消費者団体の判断で適格消費者団体の名をもって訴訟が提起される。訴訟追行権限は、適格消費者団体に帰属しているのである。

したがって、適格消費者団体は、実体法上の損害賠償等の請求権をもつことなく、訴訟担当者という訴訟上の地位に基づいて事業者等に対し「損害賠償等団体訴訟」を提起することができるのである。[11]

3　訴訟手続

「損害賠償等団体訴訟」に係る訴訟手続の特例が、四二条から五五条までに定められている。この中には、この法案に定めのないものについて民事訴訟法の規定を準用するとの規定が存在しない。法案全体をみても、たとえば管轄について、「差止請求」については民事訴訟法五条を適用しないとの規定（四〇条）が存在するが、「損害賠償等団体訴訟」については、管轄の規定が存在しない。配当に関しては六四条で民事訴訟法の規定を準用するとの規定が存在する。「損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例」と表題が付されている。以上のことから、「損害賠償等団体訴訟」に係る訴訟手続は、民事訴訟法の「特例」と位置付けられ、規定のない手続に関する事項については、民事訴訟法が適用されるものと理解できる。

適格消費者団体は、「損害賠償等団体訴訟」を提起するには、訴状に、損害賠償等団体訴訟である旨および当該損害賠償等団体訴訟に係る対象消費者の範囲を明記しなければならない（四三条）。裁判所は、訴えが、①当該損害賠償等団体訴訟に係る訴訟の目的が共同の利益を有する多数の消費者の有する損害賠償請求権その他の金銭債権であること、②当該損害賠償等団体訴訟の追行が当該損害賠償等団体訴訟に係る対象消費者による訴えの提起その他の方法に比して、当該対象消費者の権利の実現上有利であると認められること、③当該適格消費者団体によれば、適切に当該損害賠償等団体訴訟の追行をすることができると認められること、のすべての要件を満たしているとき、当該適格消費者団体に「損害賠償等団体訴訟」を追行することを許可する（四四条一項、二項）。

訴えを提起した適格消費者団体は、行政庁に登録された適格消費者団体である。一定の要件を備えているとして行政庁に登録された適格消費者団体を裁判所がさらに「損害賠償等団体訴訟」を追行する適格を有する団体であるか否かを審査する。この法案は、現在七団体ある適格消費者団体を少なくとも四十七都道府県にひとつは存在するようにするために、消費者団体の適格性について、現行の認定制を登録制に変更するとの要件緩和を提案している。[12] そのため「損害賠償等団体訴訟」が提起されるごとに個別に当該適格消費者団体に対する訴訟追行権限付与の可否を審査するという、二重の審査を求めているのであろう。裁判所は、当該適格消費者団体が適切に「損害賠償等団体訴訟」の追行をしないときその他重要な事由[13]があるとき、訴訟追行の許可を取り消すことができる（四九条）。消費者に代わって訴訟を追行することの適格性

の判断を裁判所に委ねているのである。

裁判所は、対象消費者の範囲、除外申出期間、損害賠償等団体訴訟の請求の趣旨および原因の要旨その他の事項を公告する(四五条)。この公告は、消費者に広く知らしめられるように手続がとられなければならない。というのは、この公告にしたがって除外の申出（四六条）をするか否かを消費者自身が判断し、適格消費者団体による訴訟の結果が自己に及ぼされることが自己にとって有利であるか否かの判断の基礎となるからである。確定判決の効力が及ぶ対象消費者の範囲は、裁判所が相当と認めるとき、変更される(四八条)。この変更の許可は、対象消費者には重大な問題となる。というのは、除外を申し出た消費者がこの変更許可によって対象消費者に該当することとなり、また除外を申し出なかった消費者が対象消費者でなくなる場合が生じるからである。変更に関する公告（四八条二項、四五条）も適正になされる必要がある。

公告の適正化の問題は、除外の申出が憲法三二条の裁判を受ける権利の問題を含んでいる。というのは、「損害賠償等団体訴訟」の確定判決は、除外の申出をした者を除き、自らの請求権に関わる訴訟手続に関与しない対象消費者に対してもその効力を有するからである。対象消費者の明確化のために、確定判決の主文に対象消費者の範囲が記載される。（五五条）

4　公益的性質

(1)　職権証拠調べ（五一条）

民事訴訟制度において審判の基礎となる資料の収集は、当事者の責任かつ権能とされている(弁論主義)。裁判所は、当事者間に争いのない事実は、これと異なる事実を認定してはならないし、争いのある事実は、当事者の提出した証拠に基づいて事実を認定しなければならない。すなわち裁判所は、職権による証拠調べが、原則として禁止されているのである。しかし、審判の対象が公益性の強い訴えであるとき、または裁判所が当事者の関係について、後見的立場から介入する必要性が認められる訴えであるとき、たとえば非訟事件手続法一一条、人事訴訟法二〇条では職権による証拠調べが許容されている。「損害賠償等団体訴訟」は、裁判所が職権で証拠調べをすることができると規定する（五一条）。これは、「損害賠償等団体訴訟」が、公益性が強い、または裁判所による後見的立場から介入する必要性が認められる訴えであることの裏付けとなり得る。

(2) 相当な損害額の認定（五三条）

損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。民事訴訟法二四八条によると、「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるとき」裁判所は、相当な損害額を認定することができる。両者の困難性の対象について文理上は、「損害額を立証するために必要な事実」と「損害額を立証すること」との違いがある。しかし、いずれも損害額の証明度を軽減するという、損害額の認定についての特則と位置づけられうる。

(3) 訴えの取下げ等（五四条）

訴訟の開始、審判対象の特定、訴訟の終了は、当事者の意思に委ねられている（処分権主義）。適格消費者団体は、裁判所の許可を得なければ、「損害賠償等団体訴訟」に係る訴えの取下げ、請求の放棄、裁判上の和解または上訴の取下げをすることができない。訴えの取下げ等は、被害を受けた個々の消費者に影響を及ぼすことを考慮して、裁判所の許可に係らしめられている。すなわち、「損害賠償等団体訴訟」が、公益性が強い、または裁判所による後見的立場から介入する必要性が認められる訴えであるといえよう。

5 配当手続

配当手続は、第一審裁判所の監督に属する（五九条）。適格消費者団体は、配当を行おうとするときは、①配当に加えるべき対象消費者の範囲[14]、②確定判決に基づき弁済として受領した財産の総額、③②のうち配当に充てることができるものの額[15]、④配当の基準およびその方法[16]、⑤権利の届出をすべき期間およびその方法、⑥権利の確認の方法、⑦権利に関する紛争の処理に関し必要な事項[17]、⑧その他最高裁判所規則で定める事項を記載した配当計画を裁判所に提出しなければならない[18]（六六条、六七条）。

裁判所は、提出された配当計画が法令等に適合し、配当計画の内容が確定判決に基づいていて、公正かつ衡平であるとき、配当計画認可の決定をし（六八条）、配当計画等を公告する（六九条）。

適格消費者団体は、配当計画認可の決定があったとき、配当計画を実施し（七〇条）、裁判所に計算報告をして手続が終

了する（七三条）。適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、損害賠償等団体訴訟に係る確定判決に基づき弁済として受領した財産のうちから、裁判所が定める報酬を受けることができる（六三条）。適格消費者団体は、配当終了後残余あるときは、これを国庫に納付しなければならない（七二条）。

三　おわりに

我が国には、共同の利益を有する多数人の中から全員のために訴訟の当事者となる者を選定することができるという選定当事者制度（民事訴訟法三〇条）、六〇万円以下の金銭請求を目的とする訴えについて、最初の口頭弁論期日において審理を完了するという少額訴訟制度（民事訴訟法第六編）などが運用されている。しかし、一般消費者という広範囲に、かつ面識のない消費者同士が訴訟の当事者となる者を選定することは難しく、少額訴訟制度を利用したとしても自ら訴訟の当事者として訴えを提起し、追行していかなくてはならない。このように現行の制度は、消費者に生じた損害を回復するための制度として十分であるとは言い切れないのである。消費者団体が消費者に代わって事業者から不当な収益を剝奪し、被害を受けた消費者の利益を回復するための制度の導入が必要とされるのである。

必要とされる制度は、消費者の受ける被害がどのような特徴や傾向をもつか、消費者被害の事例を整理し、既存制度による消費者被害の回復における限界と問題点を克服する制度として構築される必要がある。諸外国においてすでに導入されている制度、とりわけドイツの団体訴訟制度、アメリカ合衆国のクラス・アクション制度がどのような消費者被害を対象に構築されてきたか、制度内容の詳しい検証と構築された制度の運用状況の把握が、我が国での制度構築には有益となる。

「消費者団体訴訟法案」は、諸外国の制度についての調査を深め、関係団体からのヒアリングに基づき構築され、実際に法案として提出され、審議された歴史をもつ。今後、我が国への新たな制度導入に当たって、「消費者団体訴訟法案」は、在るべき制度の姿を示すものとして有益といえる。

（1）　民主党のホームページ（http://www.dpj.or.jp/news/files/090312shouhi-dantai.pdf）参照
（2）　消費者契約法附則第二項
（3）　第一九次国民生活審議会消費者政策部会に消費者団体訴訟

検討委員会が設置された。この委員会は、二〇〇四年一二月二二日「消費者団体訴訟制度の骨格について」、二〇〇五年六月二三日には「消費者団体訴訟制度の在り方について」を取りまとめ、公表した。

(4) 二〇〇八年一二月五日から二〇〇九年八月一〇日まで一一回にわたり開催された。

(5) 報告書にとりまとめられた議論の方向性は、以下のとおりである。第一に、消費者被害には様々な事例があり、どのような事例を想定するかにより、その被害回復や不当な収益の剝奪等のために必要な制度設計が異なり得る。検討の前提として、消費者被害の事例を整理し、分類された事例について現行制度の適用の可否を検討することが必要である。この研究会でも一定の整理は試みたが、これを再検証し、より精緻化していくことが望まれる。第二に、制度の目的として、個々の被害者の被害回復と違法行為の抑止または不当な収益の剝奪のいずれを重視するか。これらは必ずしも両立しないものではないが、いずれを重視した制度設計をするか、制度を複線的に設けるか等の検討が必要である。最後に、①個別権利を集合的に行使する手続きとするか、または不当な収益の剝奪を行う手続とするか、②制度の適用対象となる事例とならない事例との区別、また区別のための仕組み、③権利を行使する主体の選択、④個々の消費者からの授権の要否、⑤判決の効力が第三者に拡張することとする場合の手続保障等が論点と考えられる。

(6) 消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会（仮称）の開催について」二〇〇九年一一月一八日　消費者庁ホームページ（http://www.caa.go.jp/planning/pdf/kouhyou091118.pdf）参照

(7) 第一七一回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会第二号議事録（二〇〇九年三月一七日）参照

(8) 本稿においては、消費者団体訴訟法案のうち損害賠償等団体訴訟に限定して紹介する。

(9) 消費者の受けた損害額がわずかであって、裁判手続によって被害の回復を図るには時間や労力が損害額に見合わないために、消費者が自ら損害の回復を図ろうと誘引されないことが、団体に消費者の損害を回復するための訴権を一定の要件を備えた消費者団体に付与することを正当化する。損害賠償等団体訴訟法が僅少損害という消費者損害のひとつの特徴を考慮した制度であるかは、疑問のあるところである。

(10) 選定当事者制度における「共同の利益」とは、「多数者相互間に共同訴訟人となりうる関係があり、かつ、各人のまたはこれに対する請求が主要な要点＝攻撃防御方法を共通にすること」（『新民事訴訟法講義〔第二版補訂二版〕』（二〇〇八年）井上治典執筆五四八頁）、「多数者各人のまたはこれに対する各請求が主要な攻撃防御方法を共通にするため、社会観念上、相手方に対して一団として対立していると認められる場合」（『新民事訴訟法第四版』新堂幸司（二〇〇八年）七五六頁）、といわれている。また判例は、多数者相互間で共同訴訟人と

なりうる関係があり、かつ主要な攻撃防御方法を共通にすることをいう、と理解している（大判昭一五・四・九民集一九―六九五、最判昭三三・四・一七民集一二―六―八七三）。損害賠償等団体訴訟法案二条二項でいう「共同の利益」は、この選定当事者制度でいうところの「共同の利益」と同義と考えよいであろう。

(11) 団体に付与された訴権と消費者が固有に有する訴権とは、損害賠償等団体訴訟の確定判決等が対象消費者に対してもその効力を有し（五五条）、他方この判決の効力の効果を望まない者は、四六条による除外の申し出をすることができ、また自ら訴えを提起することが除外の申し出をしたものとみなされることによって調整されている（四六条二項）。

(12) 第一七一回国会衆議院本会議第一五号議事録（二〇〇九年三月一七日）参照

(13) 訴訟追行の許可の要件（四四条二項各号）を加重することともなるから、「その他重要な事由」がどのような事由であるかを明確にすることが求められる。

(14) 損害賠償等団体訴訟の判決に記載された消費者の範囲を配当手続の中で、拡大または縮小することは許されえないから、確定判決に掲げられた消費者の範囲を明確にするために記載が求められる。

(15) 確定判決に基づき弁済として受領した財産の総額から配当手続に要する費用と報酬を控除した残額となろう。

(16) 確定判決に従った任意の支払がなされないとき、適格消費者団体は強制執行を申立てることとなる。請求債権全額を満足することができない場合、強制執行に要する費用（共益費用）は、終局的には配当に与る対象消費者の負担となる。

(17) 除外の申出をせず、期間内に権利の届出をしなかった消費者の事業者に対する権利が、配当手続終了後どのように扱われるかについて、規定がない。また、配当手続後債権全額の満足を受けることのできなかった消費者は、どのようにして権利の完全な満足が図られるのであろうか。不足額部分について、別訴を提起することは、適格消費者団体の損害賠償等団体訴訟の判決の効力から、重複する訴えとなり、許されない（民事訴訟法一四二条）と考えられる。消費者が民事執行法二三条一項二号の「債務名義に表示された当事者が他人のために当事者となった場合のその他人」に該当し、それゆえ適格消費者団体の損害賠償等団体訴訟の判決に基づいて、消費者は、事業者に対して強制執行を申立てることができると考えられる。

(18) 損害賠償等団体訴訟についての判決等の確定後、裁判所が配当計画の提出期限を職権にて定め配当手続が開始されるものか、あるいは適格消費者団体が新めて配当手続の開始を裁判所に申立ることによって配当手続が進行するものかについて定められていない。配当手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定められる（六五条）ことから、この規則の中で配当手続の開始について定めることを予定しているのであろう。

〈資料〉

消費者団体訴訟法案（抄）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　適格消費者団体
第一節　適格消費者団体の登録等（第三条―第一二条）
第二節　差止請求関係業務（第一三条―第一九条）
第三節　損害賠償等団体訴訟関係業務（第二〇条―第二四条）
第四節　経理（第二五条―第二八条）
第五節　監督（第二九条―第三一条）
第六節　補則（第三二条―第三七条）
第三章　差止請求に係る訴訟手続等の特例（第三八条―第四一条）
第四章　損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例等
第一節　損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例（第四二条―第五五条）
第二節　損害賠償等団体訴訟に係る仮差押命令に関する手続の特例（第五六条―第五八条）
第三節　配当手続
第一款　通則（第五九条―第六五条）
第二款　配当（第六六条―第七三条）
第五章　罰則（第七四条―第八一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費者の被害の発生又は拡大を防止すること及び消費者に被害が発生した場合において適切かつ迅速な救済を行うことの重要性にかんがみ、適格消費者団体による差止請求及び損害賠償等団体訴訟に関し必要な事項を定めることにより、消費者の権利利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「差止請求」とは、次に掲げるものをいう。

一　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十二条の規定による請求

二　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条の二の規定による請求

三　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の四から第五十八条の九までの規定による請求

2　この法律において「損害賠償等団体訴訟」とは、共同の利益を有する多数の消費者（個人（事業として若しくは事業のためにした行為又は労働関係に関する事項に起因して受けた不利益が訴えに係る請求の原因となった場合におけるものを除く。）をいう。第四章において同じ。）のために事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が訴えに係る請求の原因となった場合における個人をいう。）又はその事業の利益

のためにする行為を行った役員に対し損害賠償請求権その他の金銭債権に係る給付を求める訴えであって、当該消費者の意思に基づくことなく提起されるものをいう。

3　この法律において「適格消費者団体」とは、次条の登録を受けた消費者団体（消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第八条の消費者団体をいう。）をいう。

第二章　適格消費者団体

第一節　適格消費者団体の登録等

（適格消費者団体の登録）

第三条　次のいずれかに掲げる業務を行おうとする者は、消費者権利官の登録を受けなければならない。

一　差止請求をする権利（以下「差止請求権」という。）を消費者の利益のために行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る業務（以下「差止請求関係業務」という。）

二　損害賠償等団体訴訟の追行（損害賠償等団体訴訟に係る強制執行、仮差押え及び仮処分に関する訴訟行為をすること並びに損害賠償等団体訴訟に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮差押命令又は仮処分命令の申立てについての決定を含む。）に基づいて弁済を受領することを含む。以下同じ。）をする業務、弁済として受領した財産（当該財産から生ずる法定果実を含む。第二十六条第二号、第六十三条第一項及び第六十七条第二号において同じ。）を配当する業務及びこれらの業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報を収集する業務（以下「損害賠償等団体訴訟関係業務」という。）

第四条ないし第一二条（略）

第二節　差止請求関係業務

第一三条ないし第一九条（略）

第三節　損害賠償等団体訴訟関係業務

第二〇条ないし第二四条（略）

第四節　経理

第二五条ないし第二八条（略）

第五節　監督

第二九条ないし第三一条（略）

第六節　補則

第三二条ないし第三七条（略）

第三章　差止請求に係る訴訟手続等の特例

（書面による事前の請求）

第三八条（略）

（訴訟の目的の価額）

第三九条　差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

（管轄）

第四〇条　差止請求に係る訴訟については、民事訴訟法第五条（第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2　次の各号に掲げる規定による差止請求に係る訴えは、当該各号に定める行為があった地を管轄する裁判所にも提起することができる。

一　消費者契約法第十二条　同条に規定する事業者等の行為

二　不当景品類及び不当表示防止法第十一条の二　同条に規定する事業者の行為

三　特定商取引に関する法律第五十八条の四から第五十八条の九まで　これらの規定に規定する当該差止請求に係る相手方である販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者（同法第五十八条の七第二項の規定による差止請求に係る訴えにあっては、勧誘者）の行為

（間接強制の支払額の算定）

第四一条（略）

第四章　損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例等

第一節　損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例

（損害賠償等団体訴訟の追行）

第四二条　適格消費者団体は、共同の利益を有する多数の消費者の被害の救済を図るため、裁判所の許可を得て、自己の名をもって損害賠償等団体訴訟の追行をすることができる。

（訴訟の提起の方式等）

第四三条　損害賠償等団体訴訟の提起は、訴状に、損害賠償等団体訴訟である旨及び当該損害賠償等団体訴訟に係る対象消費者の範囲を記載してする。

2　第三十九条の規定は、損害賠償等団体訴訟について準用する。

（訴訟の追行の許可）

第四四条　裁判所は、適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を提起したときは、当該損害賠償等団体訴訟の追行について許可又は不許可の決定をする。

2　裁判所は、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、前項の規定による許可の決定をしなければならない。

一　当該損害賠償等団体訴訟に係る訴訟の目的が、共同の利益を有する多数の消費者の有する損害賠償請求権その他の金銭債権であるとき。

二　当該損害賠償等団体訴訟の追行が、当該損害賠償等団体訴訟に係る対象消費者による訴えの提起その他の方法に比して、当該対象消費者の権利の実現上有利であると認められるとき。

三　当該適格消費者団体によれば、適切に当該損害賠償等団体訴訟の追行をすることができると認められるとき。

3　裁判所は、第一項の規定による許可の決定をする場合には、次に掲げる事項を定め、許可の決定の主文に掲げなければならない。

一　対象消費者の範囲

二　対象消費者が除外の申出をすることができる期間

4　裁判所は、第一項の規定による許可又は不許可の決定をする場合には、当事者を審尋しなければならない。

5　裁判所は、第一項の規定による許可又は不許可の決定をするに当たっては、職権で、必要な調査をすることができる。

6　第一項の規定による許可又は不許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

7　第一項の規定による不許可の決定が確定したときは、当該損害賠償等団体訴訟は、当然に終了する。

（許可の決定の公告）

第四五条　裁判所は、前条第一項の規定による許可の決定が確定したときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　許可の決定の主文

二　許可の決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

三　許可の決定に係る損害賠償等団体訴訟の被告の氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

四　許可の決定に係る損害賠償等団体訴訟の請求の趣旨及び原因の要旨

五　対象消費者は次条第一項の除外の申出をすることができる旨

六　許可の決定に係る損害賠償等団体訴訟についての確定判決等は、対象消費者であって次条第一項の除外の申出をしなかったものに対してその効力を有する旨

七　前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

2　前項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として最高裁判所規則で定める方法でしなければならない。

（除外の申出）

第四六条　対象消費者は、第四十四条第三項第二号の期間（次項において「除外申出期間」という。）内に、裁判所に対して、損害賠償等団体訴訟からの除外の申出を書面によりすることができる。

2　対象消費者が、除外申出期間が満了する前に損害賠償等団体訴訟に係る訴訟の目的である損害賠償請求権その他の金銭債権について訴えを提起したとき（除外申出期間が満了する前に当該訴えを取り下げた場合を除く。）は、除外申出期間が満了する日に、前項の除外の申出をしたものとみなす。

3　裁判所は、第一項の除外の申出があったときは、当事者にその旨を通知しなければならない。

（口頭弁論期日）

第四七条　損害賠償等団体訴訟の口頭弁論は、第四十五条第一項の規定による公告があった日から二週間を経過した後でなければ開始することができない。

（対象消費者の範囲の変更）

第四八条　裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、決定により、対象消費者の範囲を変更することができる。ただし、控訴審においては、相手方の同意がある場合に限る。

2　第四十四条第三項から第六項まで、第四十五条及び第四十六

条の規定は、前項の規定による変更の決定について準用する。

（訴訟の追行の許可の取消し）

第四九条　裁判所は、損害賠償等団体訴訟を追行する適格消費者団体が適切な時期に攻撃又は防御の方法を提出しないときその他適切に損害賠償等団体訴訟の追行をしないとき、当該適格消費者団体に係る第三条の登録が第八条第一項若しくは第十一条第二項の規定により失効し又は第三十一条第一項の規定により取り消されたときその他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、第四十四条第一項の規定による許可の決定を取り消すことができる。

2　第四十四条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による取消しの決定について準用する。

3　第一項の規定による取消しの決定が確定したとき（次条第一項の規定により損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続が中断するときを除く。）は、裁判所は、当該取消しの決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名その他最高裁判所規則で定める事項を公告しなければならない。

4　第四十五条第二項の規定は、前項の公告について準用する。

5　裁判所は、第一項の規定による取消しの決定が確定したときは、消費者権利官に対し、当該取消しの決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名その他最高裁判所規則で定める事項を通知するものとする。

（訴訟手続の中断及び受継）

第五〇条　一の損害賠償等団体訴訟について、前条第一項の規定による取消しの決定その他の事由により、当該損害賠償等団体訴訟の追行をするすべての適格消費者団体が当該損害賠償等団体訴訟の追行をすることができなくなったときは、その訴訟手続は中断する。

2　前項の規定により損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続が中断したときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、他の適格消費者団体のうちから中断した訴訟手続を受け継ぐべき適格消費者団体を指定するものとする。

3　前項の規定による指定があったときは、当該指定に係る適格消費者団体について、第四十四条第一項の規定による許可の決定があったものとみなす。

4　第二項の規定による指定をしたときは、裁判所は、当該指定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名その他最高裁判所規則で定める事項を公告しなければならない。

5　第四十五条第二項の規定は、前項の公告について準用する。

6　第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の指定をすることができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

（職権証拠調べ）

第五一条　裁判所は、損害賠償等団体訴訟において、本案について必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができる。

（受命裁判官による証人等の尋問等）

第五二条　裁判所は、損害賠償等団体訴訟において、当事者に異

議がないときは、受命裁判官に裁判所内で証人又は当事者本人の尋問をさせることができる。

2　地方裁判所においては、損害賠償等団体訴訟について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

3　前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

（相当な損害額の認定）

第五三条　損害賠償等団体訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

（訴えの取下げ等）

第五四条　適格消費者団体は、裁判所の許可を得なければ、損害賠償等団体訴訟に係る訴えの取下げ、請求の放棄、裁判上の和解又は上訴の取下げをすることができない。

2　裁判所は、前項の許可の決定をするに当たっては、対象消費者（第四十六条第一項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の除外の申出をした者を除く。）に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第四十四条第五項及び第六項並びに第四十五条（第一項第五号を除く。）の規定は、第一項の許可の決定について準用する。

（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲等）

第五五条　損害賠償等団体訴訟の確定判決等は、対象消費者（第四十六条第一項（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の除外の申出をした者を除く。）に対してもその効力を有する。

2　損害賠償等団体訴訟についての判決の主文においては、対象消費者の範囲を掲げなければならない。

第二節　損害賠償等団体訴訟に係る仮差押命令に関する手続の特例

第五六条ないし第五八条（略）

第三節　配当手続

第一款　通則

（管轄）

第五九条　配当手続（損害賠償等団体訴訟において確定した損害賠償請求権その他の金銭債権の管理及び配当に係る手続をいう。以下同じ。）に係る事件は、第一審裁判所の管轄に専属する。

（裁判所による監督）

第六〇条　配当手続に係る事件は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、配当手続に係る事件に関して必要な調査をすることができる。

（指定等）

第六一条　適格消費者団体について、当該適格消費者団体の追行に係る損害賠償等団体訴訟において確定した損害賠償請求権その他の金銭債権の管理又は配当を適切に行っていないときその他重要な事由があるときは、裁判所は、当該適格消費者団体の

有する当該損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等に基づく地位を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2　前項の規定による指定がされたときは、同項の地位は、その指定の時においてその指定を受けた適格消費者団体が承継する。

3　裁判所は、第一項又は次項の規定による指定を受けた適格消費者団体（以下この項及び次項において「指定適格消費者団体」という。）がその承継した地位に係る損害賠償請求権その他の金銭債権の管理又は配当を適切に行っていないときその他重要な事由があるときは、当該指定適格消費者団体に係る指定を取り消さなければならない。

4　裁判所は、前項の規定により指定適格消費者団体に係る指定を取り消したときは、当該指定適格消費者団体の承継していた地位を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を新たに指定するものとする。

5　前項の規定による新たな指定がされたときは、同項の地位は、その新たな指定の時においてその新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。

6　裁判所は、第一項又は第四項の規定による指定をしたときは、その旨及びその指定の日を公告しなければならない。

7　前項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として最高裁判所規則で定める方法でしなければならない。

8　裁判所は、第一項又は第四項の規定による指定をしたときは、消費者権利官に対しその旨を通知するものとする。

（事件に関する文書等の閲覧等）

第六二条　利害関係人は、裁判所書記官に対し、この節の規定（第六十四条において準用する民事訴訟法の規定を含む。）に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下この条において「文書等」という。）の閲覧を請求することができる。

2　利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

3　前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

（報酬等）

第六三条　適格消費者団体は、裁判所の許可を得て、損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等に基づき弁済として受領した財産のうちから、配当手続のため必要な費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2　前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（民事訴訟法の準用）
第六四条　配当手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法の規定を準用する。
（最高裁判所規則）
第六五条　この節に定めるもののほか、配当手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二款　配当

（配当計画の提出等）
第六六条　適格消費者団体は、配当を行おうとするときは、裁判所の定める期間内に、配当計画を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。
2　裁判所は、特別の事情があるときは、申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長することができる。
（配当計画の記載事項）
第六七条　配当計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　配当に加えるべき対象消費者の範囲
二　損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等に基づき弁済として受領した財産の総額
三　前号の財産のうち配当に充てることができるものの額
四　配当の基準及びその方法
五　権利の届出をすべき期間及びその方法
六　権利の確認の方法
七　権利に関する紛争の処理に関し必要な事項
八　前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項
（配当計画認可の決定等）
第六八条　裁判所は、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、配当計画認可の決定をしなければならない。
一　配当計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること。
二　配当計画の内容が確定判決等に基づいていること。
三　配当計画の内容が公正かつ衡平であること。
2　配当計画認可の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
（配当計画の公告）
第六九条　裁判所は、配当計画認可の決定があったときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
一　配当計画認可の決定の主文
二　配当計画認可の決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
三　配当計画
四　損害賠償等団体訴訟に係る確定判決等の要旨
五　前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項
2　第六十一条第七項の規定は、前項の規定による公告について準用する。
（配当計画の実施等）
第七〇条　配当計画認可の決定があったときは、適格消費者団体は、速やかに、配当計画を実施しなければならない。

2　適格消費者団体は、裁判所の定めるところにより、配当計画の実施状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

（配当計画の変更）

第七一条　配当計画認可の決定があった後配当計画に定める事項を変更する必要が生じたときは、裁判所は、配当終了前に限り、申立てにより又は職権で、決定により、配当計画を変更することができる。

2　第六十九条の規定は、前項の規定による変更の決定があった場合について準用する。

（残余の金銭の処理）

第七二条　適格消費者団体は、配当が終了した場合において、第六十七条第三号の金額に相当する金銭に残余があるときは、これを国庫に納付しなければならない。

（配当終了の場合の報告義務等）

第七三条　適格消費者団体は、配当が終了した場合には、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2　裁判所は、前項の報告があったときは、その旨を公告しなければならない。

3　第六十一条第七項の規定は、前項の規定による公告について準用する。

第五章　罰則

第七四条ないし第八一条（略）

附則

第一条ないし第一一条（略）

（検討）

第一二条　国は、この法律の施行後五年を目途として、消費者の被害の状況、適格消費者団体による差止請求及び損害賠償等団体訴訟の状況その他社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

消費者の被害の発生又は拡大を防止すること及び消費者に被害が発生した場合において適切かつ迅速な救済を行うことの重要性にかんがみ、消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を追行することができることとするとともに、適格消費者団体の消費者権利官による登録等の制度並びに差止請求及び損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。